

## 形象物の型式承認試験基準

### 〔 1 〕 総 則

船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）第 1 4 6 条の 3、漁船特殊規程（昭和 9 年逓信・農林省令）第 6 6 条、小型船舶安全規則（昭和 4 9 年運輸省令第 3 6 号）第 8 2 条及び小型漁船安全規則（昭和 4 9 年農林・運輸省令第 1 号）第 3 9 条に規定する黒色球形形象物、紅色球形形象物、黒色円すい型形象物、紅色円すい型形象物、黒色ひし形形象物、白色ひし形形象物、黒色円筒形形象物並びに漁業形象物であって漁船特殊規程別表第一備考ニイ及び小型漁船安全規則第 3 9 条第 1 項の表備考ニイに定める形象物（以下、「黒色鼓形形象物」という。）の型式承認試験の方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

### 〔 2 〕 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準については、次表による。

試 験 方 法		判 定 基 準		対応する国際基準	備 考
1	<p>外観検査</p> <p>材料、構成、寸法、質量及び工作の良否を調べる。</p>	1	<p>仕様書どおりであること。</p>		
2	<p>色、形状及び寸法</p> <p>使用状態の供試体について、表面色及び形状確認し、寸法を計測する。</p>	2	<p>次のとおりであること。</p> <p>黒色球形形象物</p> <p>黒色の球形であり、直径 600mm 以上のもの</p> <p>紅色球形形象物</p> <p>紅色の球形であり、直径 600mm 以上のもの</p>	<p>COLREG/PART C</p> <p>RULE 20</p> <p>ANNEX 1/6</p>	

				<p>黒色円すい形形象物</p> <p>黒色の円すい型であり、底の直径が 600mm 以上であって高さが底の直径と等しいもの</p> <p>紅色円すい形形象物</p> <p>紅色の円すい型であり、底の直径が 600mm 以上であって高さが 500mm 以上のもの</p> <p>黒色ひし形形象物</p> <p>黒色のひし形であり、底の直径が 600mm 以上であって高さが底の直径と等しい 2 個の同形の円すいをその底で上下に結合した形のもの</p> <p>白色ひし形形象物</p> <p>白色のひし形であり、底の直径が 600mm 以上である 2 個の同形の円すいをその底で上下に結合した形のもの</p> <p>黒色円筒型形象物</p> <p>黒色の円筒形であり、直径が 600mm 以上、高さが直径の 2 倍のもの</p> <p>黒色鼓形形象物</p> <p>黒色の鼓形であり、底の直径が 600mm 以上であって高さが底の直径と等しい 2 個の同形の円すいをその頂点で上下に結合させた形のもの</p>		
--	--	--	--	---	--	--

